

議案第 105 号

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例（平成 26 年三次市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

酒河第 1 放課後児童クラブ	三次市西酒屋町 1 0 0 2 4 番地 2
酒河第 2 放課後児童クラブ	三次市西酒屋町 1 0 0 2 4 番地 2

」を

「

酒河第 1 放課後児童クラブ	三次市西酒屋町 8 0 4 番地 1
酒河第 2 放課後児童クラブ	三次市西酒屋町 8 0 4 番地 1

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに改正前の三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の相当規定によりなされたものとみなす。